

アジア経済史 1.3.1 市場経済の展開と国家：中国

2020.12.7

今まででは貿易と交易、生産と流通をめぐる近世中国インドの経済の展開を見た。こうした社会経済の変化はどのような制度、組織のもとで起こったのであろうか。経済、統治システムとしての中華帝国を考えたい。

ダグラスノースはノーベル経済学賞を受賞した経済学者だ。受賞した研究の一つのアイデアの核が「制度の経済学」(制度が経済のパフォーマンスに大きな影響を与える)である。彼は「私有財産に対する所有権が確立していること」が経済発展の基礎だとした。すなわち、領域を統治する強力な政治権力が私有財産権を守っている、という状況が重要なのである。

Contents

1 中華帝国の基本的条件：科挙官僚制	1
2 中華帝国財政：税収と徴税、支出と使途	2
2.1 収支決算	3
2.2 財政難と不正	3
3 「国家」と「家」	4
3.1 「家」	4
3.2 中間団体1：宗族	4
3.3 中間団体2：郷紳	5
4 民事をめぐる法と裁判	5

1 中華帝国の基本的条件：科挙官僚制

では清朝はどのように経済に関与し、影響を及ぼしたのだろうか。中華帝国の統治のあり方を見ていこう。

中華帝国の基本的条件は科挙官僚制である。同時期の日本が封建制(江戸幕府を頂点として各地で大名が統治。分散権力)だったのに対し、中華帝国は巨大な官僚制であった。

中華帝国は、広大な領域に大きな人口を抱える大国だった。一方で、明清時代を通じて支える官僚は2万五千人程度に固定されていた(少ない!)。限られた数の官僚でどのように統治、特に税をとるのか、というのは清朝がずっと直面していた課題である。

正規の官僚が駐在している範囲は県レベルに収まっており、村などの低いレベルの単位では役人は駐在しなかった。官僚は朱子学の試験によって選抜される。皇帝自ら北京で行う殿試に合格すると上級官僚となる道が開ける。省府県レベルの学位は増えた。最下級のレベルでも試験に受かった人数は増えていった。この間受験者全体は増えたが官僚の人数は一定なので、試験に受かっても官僚に慣れない低いレベルの学位の規模は広がり続けた(裾野が広がり続ける)。進士と呼ばれるエリートの中でも実際に任官するのは上級レベルの人たちであって、下級の人たちは在地の有力者グループを形成した。

2 中華帝国財政：税収と徴税、支出と使途

限られた規模の行政組織において国家はどれくらい税を徴収していたか。最大の収入源は土地税(農業国家だし当然)である。また特権商人に対する販売ライセンス(特許)、関税なども主な収入源だった。

土地税に関して、清朝は徴税を行うマンパワーが足りていなかったので、土地調査を行うことはなかった(明朝が行った古い台帳で課税)。途中から地丁銀制(人に対する課税を土地に折り込む)がとられるようになった。これによって各家を把握する必要がなくなり、コスト削減には役立ったが、これは人口増加に伴う税収増を徴税のキャパシティの小ささから手放すことも意味した。19c前半で地主の小作人からの賃貸と農民の収入の合計は18~20億両だったが、この収入に対して土地税は込み込みで3パーセント前後、商業セクターに対する課税は円税10パーセント、関税?パーセントと、税収はそれほど高くなかった。これは「原額主義」という清朝財政の基本原理を反映している。「原額主義」というのは正規の法的税収入には定額が定まられており、率でなく一定の額が硬直的に決まっていることである。これは昔の土地調査に基づき人口も決まっていて税額も決まっている非常に硬直的な方法だ。この背景には租税徴収額は少ない方が良い、という考え方がある。これは国家ががつがつ税収を取るのをよしとしない儒教的な理念で、「増産不増税」と呼ぶ。一方で賄い切れない支出は労働奉仕などアドホックな収入で賄った。

次に収入をどうやって分けるかも問題になる。清朝の財政の特徴は中央と地方の予算配分のあり方にあった。各省が徴収した税は一旦中央に回収され、支出を必要とする地方に分配された。清朝の財政は中央政府が中心の司令塔の

のような形で各地の財源を中央に送らせ、分配する形をとった。すなわち地方、中央独自の財源はなかった。これにより、収入不足なフロンティアや黒字の先進地域がある、というように省による富裕の差が生じた。このような財政のあり方は太平天国の乱以降地方の軍事費が高まると地方の財源が必要になり、大きな摩擦を生んだ。

2.1 収支決算

1番の支出は軍事費(兵士に払う俸給。78パーセント)だった。土地からお金を持って軍事に回す、というのが清朝の財政の特徴である。後は官僚らの俸給などもあったが、残りの費用は小さい。やはり治安を維持する、というところに費用の多くを使っていた。

中央は上記の通りだが、下のレベル、省、府、県(地方財政。独自の財源はない)はどうしていたのか。各省の間には格差が大きく(フロンティアは貧しいのに対し先進地域は豊か)、省より下にある行政単位に対する財政的な手当は薄かった。州県の主要な財源は手元にとっておくことを許された税収であり、そこで問題になるのが財政難と不正だ。

2.2 財政難と不正

上述したように、地方では構造的な財政難が生じた。これには付加税、追加税のようなアドホックな財政でまかなわないといけない。

恒常的な財政難によって、付加税が社会に組み込まれていた。すると、財政難と言ってもどこまで正当な追加税なのかがグレーになってくる。何が不正でないのかの線引き自体)は当時の倫理観ではグレーになっていた。スタッフを抱えて官僚らしい暮らしをするために正規の徴税に加えて不正規の取り立てをする、というのは一種の構造的な財政難に対応するための範疇に入るとも言えるが、税収を私用に使う不正とも取れる。また科挙の勉強という先行投資をして官僚を目指したのは正規の俸給以外に非法定的な制度を通じて官僚の手に入る収入の魅力が大きかった、というのもあった。このように、清朝の財政は大きな矛盾があった。理念として国家が中央で管理しようすることによる硬直的な財政のあり方が当時の国家の相対的に貧弱な管理能力に規定され、末端で機能不全を生じたのである。(理念:中央集権、実態:末端の分散的な秩序(パラドックス))

清朝の財政からは行政能力の限界や、国家が経済社会に積極的に関与するという理念、アイデアの欠如が見て取れる。市場経済に関係する制度的なインフラ(所有権の確立など)を提供することに不熱心だった。まだらな国家の役割。

制度の形成と管理に国家が積極的に関与しない中、中国はアーネークーなわけではなく発達した市場取引が行われていたことも事実だ。ではダグラスノー

スが想定するような政治権力が秩序形成維持に関わっていないときに国家と民間（「家」）の間で何が市場経済を支えていたのだろうか。以下では宗族と郷紳という、国家と家計の間に介在した中間団体が市場経済の発展のための秩序形成に果たした役割について見る。

3 「国家」と「家」

3.1 「家」

「家」(Jia)は日本語の家とは意味が違う人間組織である。前近代の中国では「家」に所属していることが一つの重要なアイデンティティのもとであった(家族主義)。「家のメンバーとしての自分」が重要で、「家」に貢献することが人の価値を決するのだ。日本の家計が長子相続制だったのに対し、中国の「家」は均分相続制であった。均分相続は世代間で経済的に下降していく(分割していくことで経済的に細っていく)問題を持つ。均分相続に基づく世代間の経済的下降圧力を克服するために人々は様々な社会的関係を取り結んだ。目指すのはパイを増やすこと。そのために以下に示すような関係を取り結んだ。

3.2 中間団体1：宗族

中国で宗族とは共同祖先から分かれた男系血統及びそうした血統を一にするものが集まってできる集団を指す。その連帯感の強弱はいろいろだったがろ個々の家族に見られる先細り傾向に対抗するため、相続の中で共通の財産を保有しているものは経済的に最も重要だった。宗族が家族の財産をプールして祖先を祀ったり学校を作ったりしていた(文化人類学の人がよく研究)。宗族は親族集団(リネージ)とも呼ばれ、共有の財産を運用して公的、恒久的にキープすることで「家」が数世代をかけて没落する傾向に歯止めをかけた。宗族内部は平等ではないが、リネージ成員であることの利益は大きかった。貧しい農民メンバーは榮達した親戚に譲るが宗族の外に対しては威信を持つ宗族の一員として振る舞った。宗族の中には科挙に合格するようなメンバーを輩出するためにみんなでお金をプールして教育を行うものもあった。宗族はこうした財産、投資、運用の側面から、単なる血族集団ではなく、法人のような役割を持つと指摘されることもある。

宗族は、血縁があるから自然に発生するというよりも血縁を強く意識することでそれをテコにして集まるというストラテジーが社会的に共有されているときに初めて現れる集団で、南(土地の生産性が南の方が高かったことが宗族の規模に関わった)に多かった。

3.3 中間団体 2：郷紳

明清中国社会の最下級の行政単位のレベルは正規の官僚は来ず、地方統治の実態は地方の名士である郷紳（偉い人が任地ではなく郷里にいる場合郷紳と呼ばれる）と呼ばれる人々が地方官と並び立って権威を持っていた。地方官が郷紳と連携をとらなければならなかった背景には「官僚は出身地で任官できない」という決まり（官僚が出身地で任官すると知り合いと結託して政府に対抗する勢力になる可能性がある。中華帝国の官僚制が長く続いたのは官僚と地域の人々が結びつかないような仕組みがあった）があった。任官した官僚は現地の事情に疎い（方言が理解できないことすらあった）ので、現地の郷紳の協力を仰がざるを得なかった。官僚は、地底銀を払う時も郷紳を介して税を取り立てることで円滑に任務を遂行した。行政の一部の正規の行政官の外側に請け負わせることはコストの削減になると同時に郷紳が地域の利害を代表して意見を述べる人々として存在感を増すことにも繋がった。これが激しい形になると郷紳が庶民を集めて政府と対立することもあった。

このように、郷紳と地方官の間の関係は流動的かつダイナミックだった。在地のエリートが政府の末端（官僚の手先）として役割を果たす一方で地方を代表して政府に物申す場合もあった。郷紳であれ官僚であれ彼らは科挙をパスしたということで儒教的な社会において儒教のエキスパートでありエリートだった。エリート集団としての官僚と郷紳はどのように相互にイニシアチブをとって公的な秩序を達成するかというのはその時々の状況によって流動的だった。郷紳、官僚、庶民の関係はガチッと決まったヒエラルキーというよりもダイナミックで可変的だったのである。

4 民事をめぐる法と裁判

法と裁判はどのように保たれたか。特に前近代中国が発達した市場社会であったことを考えれば民事をめぐる秩序は重要な問題である。前近代の中国は発達した契約社会で、不動産取引、農業、商業を巡って組合的な経営を行う際は出資額や配当を書き残した署名付き文書を残す通例があった。

これらの契約を支えていたのは国家により定められた法律ではなく、民事契約を安定させるいくつかの装置があった。一つ目は立会人である。契約書が交わされるときは複数の立会人が意思確認を行なった。このように、特定の専門家に交渉機能を集中させるのではなく、拡散された形でその場の人間が契約秩序を支えた。

次に、西洋的な裁判ではない、調停に近いものが行われた。裁判官のような拘束力のある第三者は想定されず、当事者に判断が留保された。清代の地方官が果たした民事紛争での役割は関わっている人間相互での調停をリードすることだった。調停が機能した理由は明文的に規範を記すのではなく正義の感覚を共有されている（最終的には合意に至ることができる）、という道徳観、

倫理観であった。社会的な概念をバックに人々は地方の行政官が介在する「聽訟」によって両者が納得できる落とし所を探した。